

## 第3回犯罪被害者等支援条例検討委員会 議事録概要

1 日 時 令和4年11月4日（金）16:00～17:25

2 場 所 兵庫県庁第3号館7階大会議室

3 出席者

委 員：正木委員長、井関委員、遠藤委員、大岡委員、加藤委員、  
小山委員、寺田委員、土師委員、堀口委員

事務局：城県民生活部長、立石生活安全課長 等

4 内 容

(1) 犯罪被害者等支援に関する条例案の検討について

事務局から、条例案の内容や考え方等について説明

(委員)

「2 前文」について、理念も記載されており、よく検討いただいたと思う。

(委員)

「2 前文」について、犯罪被害者等基本法では、「国、地方公共団体及びその他の関係機関並びに民間の団体等の連携の下」とされており、「関係機関」に「民間の団体」を追記してほしい。

(委員)

「関係機関」とすると、民間が含まれるか不明確であるため、「民間の支援団体等との連携の下」とできないか。

(事務局)

「12 支援体制の整備」の「国、県、市町、民間支援団体その他の犯罪被害者等支援に関係する者」のように記載するとより明確になる。

(委員)

前文でそこまで詳細に記載する必要はないが、基本法に記載されている「民間の団体」を追記してほしい。

(委員)

「関係機関」に地方公共団体だけではなく、他の関係機関も含まれるのか。

(事務局)

元々は大きなカテゴリーとして含まれる。

(委員)

「関係機関」に県や市町等の公的な機関を含めて、民間は別に記載するという考え方にすれば、「関係機関及び民間の支援団体」と記載しても、整合性に欠けることはない。

(事務局)

「公民の関係機関」といった、公と民が両方含まれる文言にしてもよいかもしれない。

(委員)

「2 前文」について、条例の名称に「犯罪被害者等の権利利益」が入ることを踏まえ、関係機関の前に「犯罪被害者等を中心に」といった文言を記載して、犯罪被害者等がいて初めてそこに関係機関が支援していくような流れにする方がよいのではないかと。

「地域社会」について、もう少し強い「共生社会」や近年よく言われる「地域共生社会」の方がよいかもしれない。「地域社会」とすると弱い気がする。

(委員)

犯罪被害者を中心に持ってくるということである。

(委員)

犯罪被害者の権利や尊厳を第一に考えて連携していくということである。

(委員)

そのような文言があれば、内容としてはっきりしたものとなる。前文そのものは、よい内容である。

(事務局)

犯罪被害者等の中心において連携するような意味合いになると、少し事務的となる。

(委員)

「中心に」とすると、そういう問題が出るため、入れられない。

(委員)

権利利益を大きく出す以上、その考え方を反映した前文がよいのではという意見で、修正が難しければ、そういうことも踏まえながら進めてほしい。

(委員)

何かよい文言があれば対応するというにすることにする。

「地域社会」ではなく、「地域共生社会」とすることについて、こういう文言の使い方は、他の条例等から考えるとどうなのか。

(事務局)

元々、犯罪被害者等支援が地域安全まちづくり条例に項目として入っており、それを別途具体的に定めていくものである。地域安全まちづくり条例では、「地域共生社会」は使っておらず、「誰もが安全安心に暮らすことができる地域社会」といったものを1フレーズとして扱ってきているため、できればこのような形で記載させていただきたい。

(委員)

まちづくり条例と関連があるのであれば、「地域社会」でよい。

(委員)

ここは「地域社会」のままとしたい。

委員の方から前文を入れてはどうかという意見が出て、前文が入ることにより、厚みが増した条例になった。

(委員)

総合的な支援窓口について、具体的な施策は今後検討するのか。

(委員)

今後検討していく。

施策についても、我々から意見を言う機会を設けてほしい。

(委員)

「27 学校における教育等」について、現実的にできるところから取り組んでほしい。タブレットを活用した授業配信等も含めて、現場でよりよい方法を考えてほしい。

(委員)

ここは教育委員会もしっかり頑張っていたいただきたいが、コミュニティを力にすることも一つの方法ではないか。発達障害者施設や児童養護施設が、心理学科の大学や大学院と連携して、教育に遅れが生じている人に対して、ボランティアとして来てもらい教育を支援する。発達障害者は、環境が変わる時に対応できないことがあり、例えば、幼稚園から小学校へ入る時に環境が大きく変わるため、その橋渡しとして、小学校での取組内容をボランティアがロールプレイングして慣らすようなことを行っている所もある。教育委員会だけではなく、コミュニティの力、退職した先生の力も活

用する。

犯罪被害者は突然被害者になり、兄弟姉妹も本当に大変な思いをして、学校に行けなくなり、教育が遅れることは非常に残念なことであるため、そういう支援が遅れないように行えるとありがたい。県の方でもいろいろな方策を考えてほしい。子どもは将来があるため、大切にしたい。

(委員)

「26 民間支援団体に対する援助」について、財政上の支援をお願いしたい。犯罪被害者等基本法第 22 条では、「国及び地方公共団体は、犯罪被害者等に対して行われる各般の支援において犯罪被害者等の援助を行う民間の団体が果たす役割の重要性にかんがみ、その活動の促進を図るため、財政上及び税制上の措置、情報の提供等必要な施策を講ずるものとする」とされている。それを条例にも記載できないか。

支援センターでは、電話相談員はボランティアである。常勤職員、非常勤職員もいっぱいいっぱい状況で取り組んでいる。寄付や賛助会費等に頼っているが、これもどうなっていくかわからず、今後、業務が増える可能性もある。そういう場合のために、条例に記載してほしい。そういう事態になれば、県と相談させてほしい。

(事務局)

犯罪被害者等基本法にはそのような文言が入っており、実際、財政的な支援や税制上の措置は必要な部分もあると思うが、県条例に民間団体への財政的措置を記載することは、他の条例との整合性も考えると難しい。条例がない今の状況でも、県警が中心となり支援センターへは、ふるさと納税による支援を行っており、条例に記載がないから何もできないわけではない。ダイレクトに記載することは、事務局としては難しいと考えている。今後、実施内容を充実していくには、支援センターとの連携も欠かせないため、具体的に様々な連携の中で相談させていただくことが最も現実的と考えており、このような表記にさせていただいた。

(委員)

犯罪被害者等基本計画においても、財政的支援の対象は研修費等で、人件費は対象にならない。人件費も対象にするよう国に言っているが、実現されない。人件費は最も大事で、ボランティアではできないことを強く言っている。

(委員)

今後、支援センター以外にもいろいろな民間団体等が出てくることも考えられ、そういう場合に全てボランティアでできるものではない。国にはたらきかけていく時に、民間団体のあり方や人件費は後回しでよいのかという問題がある。

(委員)

その思いはもったもである。国の方にはいろいろ言っているが、なかなか難しい状況である。

(委員)

条例への記載は難しいとしても、いろいろな点で支援をいただきたい。

(事務局)

多岐に渡り審議いただきこのような形となったことをお礼申し上げます。特に、学校現場での取組については、一石を投じていただいたような形である。教育現場ではそれなりに対応していると思うが、犯罪被害者の家庭への対応について、実際に配慮を欠かさずに必要な知識を持つこと、子どもの状況に応じた丁寧な対応をする気持ちの面もしっかり持つことを教育委員会からも聞いているので、そういうところもしっかりさせていただきたい。

(委員)

各委員からの宿題については、今後継続して検討してほしい。

本日の意見を踏まえて、前文を修正し、パブリック・コメントを行ってほしい。前文の修正は、委員長と事務局で調整しながら進めることとしたい。

事務局から、パブリック・コメントのスケジュール等について説明

## (2) 神戸連続児童殺傷事件の事件記録破棄について

(委員)

神戸家庭裁判所において、神戸連続児童殺傷事件の記録が廃棄されたことが問題となっており、当委員会で議論することとした。犯罪被害者等の権利利益を守るために当委員会は発足し、条例の名称についてもそれを明確にした。当委員会では、犯罪被害者等の権利利益を守るという視点で、この問題について議論していきたい。

(事務局)

神戸家庭裁判所において、神戸連続児童殺傷事件に関する全ての事件記録が廃棄されていたことが明らかになったが、知事は10月21日記者会見で、日本国中を震撼させた事件であったにも関わらず事件記録が安易に廃棄されたことは適切ではなかった、永久保存すべき記録ではなかったかと発言された。また、事件記録が安易に捨てられてしまうこと自体が、犯罪被害を受けた当事者とそのご家族にとっては新たな心理的負担となるので、このような事件記録を適切に管理していくことの重要性について議論していくことが大事ではないかということで、当委員会にも提案していきたいと発言された。

これを受けて、事務局から当委員会で議題として提案させていただいた。

事務局から、本件における問題点等について説明

(事務局)

議論内容を神戸家裁に伝えるかどうか等についても検討いただきたい。

(委員)

要望書は弁護士に依頼して作成し、陳述書は被害者としての気持ちという形で作成している。

これは少年事件で当時は全く事件記録を閲覧できなかった。少しでも事件記録を閲覧しようと、家裁と交渉し、記録閲覧、意見陳述、審判傍聴もお願いしたが、全てだめであった。誰に責任があるかということを含めて民事訴訟もしたが、加害者側が責任を全て認めたため、何の争点もないということになり、結局、閲覧することができなかった。

今後、法律が改正されれば、事件記録を閲覧できる可能性があり、それができれば、自分たちが求めている事件の真実に少しでも近づける可能性があったと思う。結局そのものがなくなってしまうと見ることはできないので、自分たちの淡い希望も全て消え去ってしまった。今回の廃棄によってそういう状態に陥った。

この事件そのものは非常に特殊な事件だったと思う。その後の検証も含めて、非常に貴重な資料だと思っていた。まさかそれを捨てるという、そのような暴挙があるのだと思い、本当にびっくりした。貴重な資料を平気で廃棄するというずさんな管理に非常にびっくりした。

自分たちと同じような事件被害者で事件記録が閲覧できていない人がたくさんいると思うので、今後のことを考えると、きちんとした管理が必要だと思うし、そのためには、今回の廃棄についてきちんと調査して、その上で今後の対策を考える必要があると思う、調査の要望書を出したところである。

(委員)

当委員会から意見書を出すとすれば、最高裁まで出すのは仰々しいかと思うので、神戸家裁になると思う。

神戸家裁は記録を廃棄したにもかかわらず、初めは何の調査もしないと言っていたが、2011年に廃棄した事実は明らかになった。しかし、その背景事情や理由等を調査すると家裁は言っていない。最高裁の有識者会議を踏まえて、すなわち最高裁の有識者会議から言われたらやるという非常に受動的な態度をとっている。まず、こういう態度に対して、責任を持ってきちんと調査して、調査するだけではだめで、背景事情を含めて公表すること、また、記録廃棄についていろいろな思いを持っておられる土師氏をはじめとする被害者遺族に対して丁寧な説明をする、そういうことを言ってい

く必要があるのではないか。

(委員)

自分は神戸家裁について、調査が含まれるかはわからないが「対応する」と聞いている。

(委員)

記録はとても大切なもので、廃棄するにしても一人が勝手に廃棄できるものではなく、どこかに廃棄の記録や過程を記したものがあるはずで、それをよくわからないというように言っているのは、あまりにも誠実さに欠ける。市民としても、大事な記録がずさんに扱われている状況が、このままで済まされることではないと思うので、きちんと調査して結果を公表することを要望するべきではないか。

(委員)

あってはならないことが起きた。今回は神戸家裁が行ったことだが、今後、県でも窓口を設置して、県がモデルとなり地方公共団体で窓口を運用していく、そこで記録をどうしていくかということにつながると思う。家裁としての今後の対応方針を明示してもらおうと、それが一つの指針となり、司法の分野でそれが起こるということは本当にゆゆしきことなので、そこを意識していただき、今後こういうことが起こらないような形を提示していただきたい。

(委員)

そのような問題は、神戸家裁ではなく、最高裁に意見を言わなければならない。兵庫県の犯罪被害者等支援条例検討委員会が最高裁にこのようなことまで言うのはいかがかと思う。

(委員)

最高裁にも出したらよいのではと思う。神戸家裁が自主的に判断するとは思えない。主体的に考えてやっているわけではないと思うので、同じ文書を最高裁に出すことも検討できないか。

(委員)

最高裁は、第三者委員会を開いて適正な管理をしていくと言っており、そこにメスを入れるとすれば、今ある内規が不明確なので基準をはっきりさせてガイドラインを作ること、ガイドラインを公表すること、毎年有識者会議で記録廃棄が適正に行われているかチェックして公表することというような意見になってくるかと思う。

(委員)

当委員会の意見としては、県内の事件である神戸連続児童殺傷事件に限って調査と説明責任を求めるという2点に絞ればよいのではないかと。

(委員)

調査と説明責任を求め意見書は神戸家裁に送付し、最高裁へは参考送付すればよいのではないかと。

(委員)

最高裁長官あてでもよいのではと思う。

(委員)

当意見に賛成である。今問題なのは調査すること、説明することである。記録廃棄問題について具体的にどうするのかという一般論は有識者会議で検討いただくとして、我々はそこまで突っ込んだ議論はできないと思う。廃棄した経緯等を調査、説明することに絞った方がよい。

今回は当委員会から申し入れするのか、県から申し入れするのか。

(事務局)

裁判の話になるので、県からダイレクトというより、専門の方が集まっているこの機会に議論いただき、条例の制定に併せて何かやっていくことがあれば提案いただきたいという趣旨で今回相談させていただいた。

裁判所に対して兵庫県が要望することはほとんどなかったのですが、要望の進め方が難しいかもしれないが、そういうルートを作っていくという方法は一つである。

その一方、議論いただいた内容を意見書の形ではなく、このような議論を行いこのような意見があるという事実を裁判所に伝えていく方法もある。

そのあたりも含めて議論いただいて、最高裁の今後の対応が報道されている中、じっくりと議論をするということであれば、それでもよい。

ちょうどこのタイミングの委員会で、この内容について議論いただきたく提案させていただいた。

(委員)

第三者検討委員会が始まるまでには何らかの意思表示をした方が効果的だと思う。

(委員)

早い方がよい。

(委員)

前例がないということだが、例えば、知事名や知事個人の名前だけでも対応いただ



くことは可能か検討してほしい。今後、この問題を調査していくかどうかは世論の喚起が鍵を握ってくると思う。今までの裁判所の対応は内向きの議論に終始しており、マスコミに対しても十分な説明ができていない。この問題を第三者に諮らなければならないのかと思っている。そういう自浄能力が疑問視されている対応を考えると、少し効果的な手を考えてもよいのではないか。当委員会の性格を考えてもそれがふさわしいのではないか。

(事務局)

委員会と知事で連名という方法もあるかと思うが、知事とも調整が必要になる。まずは、委員会からそういうことも含めてご提案いただきたい。

(委員)

当委員会でこの問題を議論する意味、必要性は理解しており、どのような機関、団体であっても、被害者の権利を保護して二次被害を起こしてはならない、そのように取り組まなければならないと思っている。

しかし、家庭裁判所という機関が個別に行った対応について、警察官という立場上、意見をすることはできない。委員会として意見書を出されるのであれば、決して反対するものではないが、そこに私の名前を連ねることは控えてほしい。

(委員)

その点は理解している。

(委員)

内規をないがしろにすることは、普通の組織ではあり得ない。全くガバナンスができていない。それだけはきちんとしてほしい。今後のことを考えても、なぜこういうことが起こったのかということきちんとして調査して公表しないことには、次の段階にいけないのではないか。

誰かに責任を問うということではなく、今後のことを考えるときちんとした対応をすることが重要ではないか。

(委員)

プライムの会社がこのようなことをすると、ガバナンスを問われることになる。

しっかりとなぜそのようなになったか調査を行い公表すること、犯罪被害者遺族への丁寧な説明を行うことという意見書を神戸家裁へ出すのはよいと思うが、最高裁へ出すことについてはいかがか。

(委員)

最高裁にも出した方がよいと考える。特に土師氏の思いがこもったメッセージが届

くのであれば、その方が有効だと思う。

(委員)

最高裁には参考送付として、神戸家裁にこういうものを送ったのでよく検討してほしいのではないか。

(委員)

神戸家裁に送っても文書は最高裁に届くはずで、どのような形でも最高裁には届くと思う。司法関係者からすると、常識的にいかがかということがあるかもしれないが、そこはあまり考慮しなくてもよいのではないか。

(委員)

最高裁が要望書を受け取ってくれるのであれば、出してもよいと思う。それで考えてもらえるのであれば、一つの大きな手段になると思う。

(委員)

最高裁に出すというのが大方の意見である。

もう一点は、事件記録が廃棄されたことで検証ができなくなったということで、審判が適正に行われたかどうか、少年Aの健全育成について検証できなくなったということが言われている。ここには、犯罪被害者の視点は全くない。犯罪被害者の視点からも検証が必要である。今言われているのは手続の適正化と少年の健全育成の部分について検証ができなくなったという点である。被害者視点から言うと、犯罪被害者等基本法に関連して、被害者等の刑事手続への関与を深めていくことが言われており、刑事手続について情報を被害者へ提供していくことが進められている。それが被害者の権利であり、それを支援することが進められている。少年事件についても、被害者や遺族が手続に関与する機会を徐々に増やしていく検証、情報をどのように提供していくかの検証をしていかなければならない。

神戸の事件は大変大きな事件で、その検証に最も適したものとなっている。犯罪被害者の心のケアをどうしていくかの検証も必要である。あのような大きな事件を検証することで、犯罪被害者、遺族の心のケアのあり方を検証しなければならない。そういう検証が全くできなくなった。そういうことも念頭になく記録を廃棄しているということは、犯罪被害者等基本法ができているにも関わらず、家裁にはそういう意識が全くなかったのではないかというような指摘はしてもよいのではないか。それが当委員会の大きな役目だと思う。今の報道では犯罪被害者視点からの検証について、ほとんど言われていない。そこは言っていくべきだと感じている。

(委員)

先日の衆議院法務委員会で、今回の記録は国民のものだという答弁が出ている。当

然、土師氏や被害者ご遺族は当事者であるし、広く国民の財産が奪われたものである  
ので、そういった視点も付け加えてはどうか。

(委員)

今の議論を踏まえて、当委員会として神戸家裁と最高裁に対する要望書をまとめて、  
委員会の意見として知事に提出する方向でよいか。

(事務局)

委員会としての文書は、委員長を中心に事務局も手伝う形をとり、その後、実際に  
どう扱っていくかは、委員の皆様へ連絡したい。提出のタイミングが重要という意見  
も出ており、急いで進めるように考えていきたいので、ご協力をお願いしたい。

(委員)

10月21日の記者会見で知事は記者の質問に対して、何らかの形でアクションを起  
こすというような回答をされたと理解したが、それでよいのか。

(事務局)

その一つとして、今回、委員会にお諮りさせていただいた。

(委員)

行政の長として、裁判所に対してものを申してくれるという印象を受けたが、その  
認識でよいか。

(事務局)

どのような方法で意見を裁判所に伝えていくかも含めて委員会で検討いただきた  
いという考えで提案したところである。

(委員)

委員会としての要望書を作成して提出するという事で結論が出た。

(委員)

委員会としてはわかるが、知事はどうするのか。

(事務局)

本日の議論の内容を知事の方へも伝える。

(委員)

三権分立の兼ね合いもあるので難しい面もあるとは思いますが、できる手立てを何とか

知恵を絞っていただけるとありがたい。

(委員)

知事の意向でできた条例検討委員会で要望書が出ているため、委員会から要望書が出ているということに触れていただけないか。

(委員)

要望書をフォローするようなコメントを出してほしい。

(委員)

適切な対応をしていただきたいということである。